

平塚市病児・病後児保育事業 利用料減免のご案内

生活保護受給世帯及び市区町村民税非課税世帯に属するお子さんが病後児保育を利用される場合、申請により利用料が無料となります。（給食費等の実費については、別途お支払いください。）

減免制度を利用するには

利用時に提出する「利用申請書兼同意書」の減免欄にチェックを入れ、下記の書類を添えて、申請してください。

必要な書類

◆ 生活保護受給世帯の方

必要な書類	<u>保護受給証明書</u>
書類の申請先	住民登録がある市区町村の担当課 (平塚市の場合は、生活福祉課)

◆ 市区町村民税非課税世帯の方

必要な書類	<u>最新の市区町村民税非課税証明書</u> （※） (平塚市の場合は、「 <u>市民税・県民税証明書</u> 」) 利用日現在、お子さんと同一世帯の父母及び18歳以上の世帯員 <u>全員分</u> (例) <u>令和8年4月1日～5月31日</u> に利用する場合 → <u>令和7年度(2025年度)</u> の非課税証明書 <u>令和8年6月1日～令和9年5月31日</u> に利用する場合 → <u>令和8年度(2026年度)</u> の非課税証明書
書類の申請先	1月～5月に利用する場合 →前年の1月1日に住民登録があった市区町村の担当課 6月から12月に利用する場合 →1月1日に住民登録があった市区町村の担当課 (平塚市の場合は、固定資産税課)

必要な非課税証明書の年度がわからない場合は、お問い合わせください。

《お問い合わせ先》

病児・病後児保育 : 麦・もんもん病児保育室(電話 0463-75-9677)
ここいこ すまいるーむ(電話 0463-79-5139)

病後児保育 : 平塚保育園病後児保育室「なでしこ」(電話:0463-22-0058)

※ 非課税証明書の発行には、身分証明書、手数料(平塚市の場合は1枚300円)が必要です。
初めて利用する際に提出いただき、2回目以降(年度内翌年5月まで)は再提出不要です。
ただし、世帯構成が変わった場合は追加提出していただくことがあります